

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する規則新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年規則第49号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2条 廃棄物の減量推進（<u>第2条の2</u>－第6条）</p> <p>第3章－第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>第2章 廃棄物の減量推進</p> <p><u>（コミュニティ回収等の届出）</u></p> <p><u>第2条の2 条例第2条第2項第5号の規定による届出は、コミュニティ回収等を開始しようとする日の2月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2条 廃棄物の減量推進（<u>第3条</u>－第6条）</p> <p>第3章－第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>第2章 廃棄物の減量推進</p> <p>（新設）</p>

(1) コミュニティ回収等を実施する団体の名称、代表者の住所、氏名及び連絡先並びに会計担当者の氏名及び連絡先

(2) コミュニティ回収等の開始年月日

(3) コミュニティ回収等の対象となる区域及び廃棄物の種類

(4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届出書を提出した団体は、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事項を変更したときは、変更に係る事項を記載した届出書を変更の日から10日以内に市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による届出書を提出した団体は、コミュニティ回収等を休止し、又は終了しようとするときは、休止し、又は終了しようとする日の2月前までに、休止しようとする期間又は終了しようとする日を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物の搬入基準)

第10条 (略)

(1) 一般廃棄物に産業廃棄物を混入させないこと

(2) - (3)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長の指示に従い搬入すること

(一般廃棄物の搬入基準)

第10条 (略)

(新設)

(1) - (2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長の指示に従い搬入すること

(車両承認証等)

第 22 条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者(犬、猫等の死体その他市長が別に定めるものの収集運搬業の許可を受けた者を除く。以下この条において同じ。)の事業の用に供する車両及び機材が市長が別に定める基準に適合すると認めるときは、当該車両及び機材について、当該一般廃棄物収集運搬業者に対し、第 3 号様式による車両承認証及び第 4 号様式による機材承認証を交付する。

2 - 3 省 略

(車両承認証等)

第 22 条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者に対し、第 3 号様式による車両承認証及び第 4 号様式による機材承認証を交付する。

2 - 3 省 略